

議員提出議案第2号

紀の川市議会議員定数条例の一部改正について

上記の議案を地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条及び紀の川市議会会議規則（平成17年紀の川市議会規則第1号）第14条の規定により、別紙のとおり提出します。

令和2年11月27日提出

紀の川市議会議長 村垣正造様

提出者 紀の川市議会議員 竹村広明

賛成者 紀の川市議会議員 川原一泰

〃 高田英亮

〃 堂脇光弘

提案理由

地方自治法第91条第1項の規定に基づき、紀の川市議会議員の定数を20人と定めるため。

紀の川市議会議員定数条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日
条例第 号

紀の川市議会議員定数条例（平成21年紀の川市条例第1号）の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改 正 前	改 正 後
紀の川市議会議員の定数は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第91条第1項の規定により、 <u>22人</u> とする。	紀の川市議会議員の定数は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第91条第1項の規定により、 <u>20人</u> とする。

附 則

この条例は、次の一般選挙から施行する。